

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

資本金と資本金等の額を減少させるための方法

《内容》

資本剰余金を原資として配当を行う場合のその会社側の処理はどうすればよいのですか。
また、この場合、資本剰余金がない会社では、資本金そのものを配当の原資にして、資本金の額を減少させるようなことができるのですか。

『答』

会社法においては、資本金の額を減少させて、その他資本剰余金に振り替えた後、その他資本剰余金の配当を行うことが認められています。なお、法人税法上、その他資本剰余金を原資として配当が行われた場合には、資本の払戻しとしてみなし配当を認識し、そのみなし配当部分の金額は、利益積立金額の減少として処理しなければなりません。

(解説)

1 法人税や地方税においては、「資本金の額」または「資本金等の額」を基準としている制度が少なくありません。そのため、「資本金の額」または「資本金等の額」いかんによって、課税関係や税負担が違ってきます。

そこで、「資本金の額」または「資本金等の額」の意義が問題になりが、「資本金の額」は、登記された法定資本のことであり、具体的には設立または株式の発行に際して、株主となる者が会社に払込みまたは給付した財産の額のうち資本金として計上した金額をいいます（会社法445）。

これに対し、「資本金等の額」は、資本金の額（または出資金の額）と株主等から出資を受けた金額のうち資本金に組み入れない、いわゆる資本性剰余金（旧資本積立金）の額との合計額のことです（法2十六、法令8、地法23①四の五、72の21）。

このように、「資本金の額」と「資本金等の額」とは別個の意義のものであり、「資本金等の額」は「資本金の額」を含んだ広い概念のものとなっています。

2 法人税や地方税の各種制度においても、その基準が「資本金の額」と「資本金等の額」とに使い分けられていますが、その場合、ある制度の適用対象法人になるかどうかといういわゆる形式的な基準には「資本金の額」が、具体的な課税額や損金算入額と使用され、また、ボリュームの基準には「資本金等の額」が使用されているといえると思います。

3 税務上、その他資本剰余金を原資として配当が行われた場合には、資本の払戻しとしてみなし配当を認識し（法法24①二）、そのみなし配当部分の金額は、利益積立金額の減少として処理しなければなりません（法令9①九）。したがって、税務上は、その他資本剰余金の減少額のうちみなし配当を除いた部分、すなわち減資資本金額だけが「資本金等の額」の減少となります（法令8①十八）。

4 そこで、ご質問の資本金を剰余金の配当の原資にして、「資本金の額」を減少させることができるかどうかという問題です。会社法においては、資本金の額を減少させて、その他資本剰余金に振り替えた後、その他資本剰余金の配当を行うことが認められています（会社法447①、446）。その場合には、株主総会の特別決議と債権者の承認を得る債権者保護手続を行う必要があります（会社法309、449）。このような手続をとれば、資本金を配当の原資にして、資本金を減少させることができます。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。